

第 1 9 6 回

杉並区都市計画審議会議事録

令和 3 年(2021 年) 7 月 2 1 日(水)

会議名		第196回杉並区都市計画審議会
日時		令和3年(2021)年7月21日(水)午前10時00分～午前11時32分
出席者	委員	[学識経験者] 中井・村上・河島 [区 民] 堤・渡辺・栗原・大川・小野・毛塚 [区議会議員] 松尾・野垣・小林・川野・今井・けしば・島田 [関係行政機関] 岡田・弘中
	説明員 (区)	[都市整備部] 都市整備部長・まちづくり担当部長・土木担当部長・ 都市整備部管理課長・都市企画担当課長・市街地整備課長・ 鉄道立体担当課長・土木管理課長・土木計画課長・都市計画 道路担当課長・用地調整担当副参事・みどり公園課長・みど り施策担当課長 [環 境 部] 環境部長・環境課長
傍聴	申請	1名
	結果	1名

配布資料	<p>◎次第 ◎席次表 ◎議案資料</p> <p>〔議案〕</p> <p>議案1 東京都市計画公園の変更について（案） —杉並第2・2・29号 富士見丘北公園— [杉並区決定]</p> <p>*参考資料1：当該地及び手続きの概要 *参考資料2：杉並区的主要都市計画公園・緑地 *参考資料3：杉並区都市計画公園・緑地総括表 *参考資料4：現況写真 *参考資料5：削除区域詳細図 *参考資料6：周辺の区立公園・緑地等配置図</p> <p>議案2 東京都市計画都市高速鉄道の変更（案）（西武鉄道新宿線） [東京都決定]</p> <p>議案3 東京都市計画道路の変更（案）（区画街路杉並区画街路第3号線） [杉並区決定]</p> <p>議案4 東京都市計画道路の変更（案）（区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路 第1号線ほか5路線） [杉並区決定]</p> <p>*参考資料1：各議案の位置付け等 *参考資料2：上井草駅周辺道路・交通施設整備計画【概要版】 *参考資料3：都市計画案及び環境影響評価書案のあらまし *参考資料4：上井草駅 駅前広場 都市計画案 *参考資料5：意見書の要旨及び区の見解 *参考資料6：西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業の環境影響評価書案に係る見解書について（要約）</p>
------	---

第196回杉並区都市計画審議会

<午前10時 開会>

管理課長 おはようございます。本日もご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、都市計画審議会の開催をお願いしたいと思います。

まず最初に、会議の成立についてご報告いたします。本日は関口委員、金子委員、大原委員から欠席とのご連絡を頂いてございます。

都市計画審議会の委員21名のうち、現在18名の委員にご出席いただいておりますので、第196回杉並区都市計画審議会は有効に成立してございます。

なお、現在、緊急事態宣言中でございますので、本日も新型コロナウイルス感染症対策を講じて会議を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

では、会長、開会宣言をお願いいたします。

会長 それでは、ただいまから第196回杉並区都市計画審議会を開会いたします。本日も円滑な議事進行にご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、事務局から報告がありますので、よろしくお願いいたします。

管理課長 それでは、私から委員の委嘱につきましてご報告いたします。当審議会の行政機関委員であります杉並警察署長に、新たに弘中誠二署長が着任されました。5月21日付けで委員に委嘱いたしましたので、ご紹介させていただきます。

委員 よろしくお願いいたします。

管理課長 また本日は区議会議員の委員のうち、新たに4名の方を杉並区議会議長からご推薦いただき、6月4日付けで委嘱をさせていただきました。それでは、ご紹介いたします。小林ゆみ委員です。

委員 よろしくお願いします。

管理課長 川野たかあき委員です。

委員 よろしくお願いします。

管理課長 今井ひろし委員です。

委員 よろしくお願いします。

管理課長 島田敏光委員です。

委員 よろしくお願いします。

管理課長 皆様、どうぞよろしくお願いいたします。なお、委嘱状につきましては、時

間の関係上、席上配付とさせていただきますので、ご了承くださいませよう
お願いいたします。

続きまして、委員の委嘱がございましたので、都市計画審議会運営規則第4
条に基づく議席の決定を会長にお願いいたします。

会長 議席につきましては、現在お座りいただいている席をもって議席といたした
いと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。それでは、現在お座りの席とさせていただきます。

管理課長 ありがとうございます。ただいま会長に新しい議席をお決めいただきまし
たので、新しい議席表をお配りさせていただきます。

(議席表配付)

では、会長、本日の記録署名委員のご指名をお願いいたします。

会長 本日の会議記録の署名委員としまして、松尾ゆり委員を指名いたします。よ
ろしくどうぞお願いいたします。

本日、傍聴はどうなっておりますでしょうか。

管理課長 傍聴は1名でございます。録音、録画の申出はございません。

会長 ありがとうございます。それでは、傍聴は許可ということにさせていただきます。

管理課長 失礼いたしました。録音、撮影の許可が出てございます。申しわけありませ
ん。

会長 録音許可願いが出されているそうです。これまでも記録目的ということでの
録音、撮影は許可しておりますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。それでは、許可するものといたします。

それでは、事務局から議題の宣言をお願いいたします。

管理課長 本日の議題は審議事項が4件でございます。

議案1「東京都市計画公園の変更について(案)一杉並第2・2・29号 富
士見丘北公園一」。

議案2「東京都市計画都市高速鉄道の変更(案)(西武鉄道新宿線)」、この議
案は都決定のものでございます。

議案3「東京都市計画道路の変更(案)(区画街路杉並区画街路第3号線)」。

議案4「東京都市計画道路区の変更(案)(区画街路都市高速鉄道西武鉄道新

宿線付属街路第1号線ほか5路線)」の4件でございます。

資料につきましてはあらかじめお送りしていますが、お手元でございますでしょうか。

会長

ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。

本日議案は4件ということですが、大きくは2つでございます。議案1が東京都市計画公園の変更。議案2から4までは西武鉄道新宿線の連続立体交差事業関係でございますので、説明はそこは一括してお願いするということにさせていただきます。

それでは、まず議案1「東京都市計画公園の変更について」の審議に入りたいと思います。議案の説明をお願いいたします。

みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 それでは、議案1についてご説明をさせていただきます。

まず配付資料の確認をさせていただきます。表紙に「東京都市計画公園の変更について（案）一杉並第2・2・29号 富士見丘北公園」と記されているもので、表紙を含めてこちらは4枚になってございます。

そのほかに参考資料としまして、表紙を含めて7枚となっております。よろしいでしょうか。

では、資料のご説明に入る前に、前回の審議会で議案の取下げを行ったことにつきまして、ご説明をさせていただきます。

本議案は4月27日の第195回杉並区都市計画審議会でお諮りする予定でございましたけれども、東京都との協議、都市計画案の説明会及び公告・縦覧を行った後、計画内容を一部修正する必要が生じたので、そのため一度議案を取り下げまして、再度今回お諮りするところでございます。修正の内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。

それでは、これまでの手続の概要について、参考資料をご覧くださいながら説明をさせていただきます。参考資料の1ページをご覧ください。

当該地の概要は資料に記載のとおり、土地の所有は現在杉並区となっております。

下の表の手続の概要ですけれども、東京都と協議を行いまして、令和3年6月4日付けで、都として意見はない旨の協議結果通知を頂いているところでございます。また令和3年6月13日に、都市計画案の説明会を開催いたしました。説明会には7名の方が参加されまして、都市計画案の変更についてご理解を頂いた

ところでございます。案の公告・縦覧は令和3年6月21日から7月5日までの2週間行いまして、意見の提出はございませんでした。

次に、杉並区における都市計画公園・緑地の概要と、今回の計画地の現況と周辺状況についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。こちらに杉並区の主な都市計画公園・緑地についてお示しをしております。

次の3ページには、杉並区都市計画公園種別ごとの計画決定箇所数、面積などを記載した総括表となっております。全体を見ますと、令和3年4月1日時点の数値としまして、都市計画決定箇所は71か所、面積で178.38ヘクタール。そのうち供用済箇所としましては66か所、面積98.66ヘクタールとなっております。今後も引き続き、未供用部分の整備に取り組む必要があると考えているところでございます。

続いて、4ページをご覧ください。当該地の現況写真でございます。敷地の南側は住宅の建つ民有地と隣接しておりまして、そのほかは道路と接しているという状況でございます。

続いて、5ページをご覧ください。赤い斜線で示している範囲が今回追加する区域、黄色で着色しております範囲が今回削除する区域となっております。何も表示のない白抜きの部分が現在の富士見丘北公園でございまして、昭和47年に都市計画公園として決定・告示をされているものでございます。

道路後退部分を含めて都市計画公園となってしまうため、今回の都市計画変更では追加区域を都市計画公園区域に加えることと併せまして、道路として拡幅が必要な部分を都市計画公園区域から削除するというものでございます。

削除区域につきまして、公園北東側の道路は42条2項道路となっているため、定められた位置まで後退する必要があり、最大で80センチほどの後退となります。

また、北側の道路につきましては告示建築線が入っておりまして、指定幅員が8.2メートルとなっております。北側につきましては、最大で約95センチ程度の後退となります。修正前の都市計画案では、この削除区域の表示が不足しておりましたので、改めて手続をしたところでございます。

続いて、6ページには計画地周辺の区立公園・緑地等の状況を示してございます。当該地周辺については、南に都立高井戸公園がありますが、区立公園で

は今回お諮りしている土地のような2,000平米を超える規模の大きな公園は少ない状況でございます。当該地を公園として整備することで、地域のニーズに対応することができると考えてございます。

それでは、案件の説明に移らせていただきます。表紙に「議案」と表示のある資料をご覧ください。

1ページをお開きいただきまして、計画書として本案件の概要を示してございます。

変更理由に記載しましたとおり、都市計画公園の配置、利用を検討した結果、東京都市計画公園として計画書の区域を変更するものでございます。

公園の名称は「杉並第2・2・29号 富士見丘北公園」です。位置は杉並区久我山五丁目地内。面積は約0.22ヘクタールとなっております。

続いて、2ページをご覧ください。変更内容をお示ししてございます。今回は約0.15ヘクタールを追加し、合わせて約0.22ヘクタールとなるものです。削除区域の面積についてはこちらに記載していませんけれども、約0.003ヘクタールとなっております。

続いて、3ページをお開きください。総括図として、A3判の都市計画図に本公園の位置をお示ししてございます。赤く囲ってあるのが計画地でございます。南方向300メートルほどのところに、京王井の頭線、富士見ヶ丘駅がございました。用途地域は、第一種低層住居専用地域と第二種中高層住居専用地域をまたいだ区域となっております。

続いて、4ページに公園計画図をつけてございます。緑色の線で囲われている部分が、今回の計画範囲となります。都市計画公園として追加する区域を赤色で、削除する区域を黄色でお示ししてございます。

最後になりますけれども、都市計画公園と位置づけまして、事業認可を取得することで都市計画交付金の対象となりまして、財政面においても区としてメリットがあるものとなっております。

議案の説明は以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまご説明のありました内容につきまして、質問やご意見等を承りたいと思います。どなたからでも結構ですけれども、いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

委員

富士見丘北公園の都市計画公園の変更について、公園の周辺道路についてな

のですけれども、この変更によってセットバックすることとなると思います。黄色の部分はなくなる。それで北側のところにも歩道があったりとかすると思うのですけれども、この北側と北東側の歩道がどうなる予定かを教えてください。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 まず参考資料の5ページをご覧くださいますと、道路に関する図面がございます。北東側につきましては先ほどご説明したとおり42条2項道路になってございまして、黄色い部分を道路としてセットバックするということになります。

今回予定していますのは、黄色い部分についてはいわゆる道路として整備することになると考えてございます。それと北側、「人見街道」と表示があるところのですけれども、こちらについては先ほどお話ししたとおり、42条1項5号として告示建築線が入っている道路となっております。

こちらにも現況の富士見丘北公園の部分については黄色く示してございまして、その西側については白抜きで示してございますけれども、基本的にこちらの部分についても道路として整備するということで考えてございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 そうすると、歩道として残されるということではないということでしょうか。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 参考資料の4ページをご覧くださいますと、現況写真が掲載されてございます。写真②の部分が、今回、北側の人見街道の写真になってございます。写真をご覧くださいと、歩道部分に白い外側線が入っておりまして、現況では歩道が確保されているところでございます。今回、公園を整備するに当たりまして、その歩道部分が広くなるというイメージになるかと思っております。

それと、北東側の42条2項道路につきましては、写真③になります。黄色い車止めが何本か立っていると思いますけれども、一段高くなっておりまして、その奥の部分が今回42条2項道路としてセットバックするところになります。こちらについてはもともといわゆる歩道というものがないような状況ですので、道路としてフラットに整備をして、拡張していくものになると考えてございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 分かりました。それから北東側の道路ですけれども、現状は大変狭くて、歩行者専用道路となっていて、自転車は通れるのですけれども、自動車が通れないということでした。今回の拡幅によって、この道は自動車が通れるようになるのかどうか、確認します。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 現在は歩行者優先道路というところで位置づけられてございますけれども、拡幅後に車を通すかどうかについては、警察のほうで判断すると聞いてございます。具体的にどうされるかというところは、現在こちらでは把握していない状況です。

会長 委員、どうぞ。

委員 分かりました。その場合に、警察に対して区から意見とか協議をするような場というものはあるのでしょうか。

会長 事務局、いかがですか。土木管理課長、どうぞ。

土木管理課長 そういった道路交通法とか道路の規制に関しまして、今後区と協議をする機会はあります。

会長 委員、どうぞ。

委員 そうしたら、そういう機会の場ですとか、あとはワークショップなども行うということだと思いますので、この自動車の通行についても周辺住民と、あと店舗もあったりとかするので、公園利用者の方の声をよく聞いて警察側に要望していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 公園の概要を決めていく際に、先ほど委員からお話があったようにワークショップということで、地域の住民の方とお話をしながら中身を決めていくということをご予定してございます。その中で、今話題になっております42条2項道路についての利用の仕方等のお話があれば、関係部署と調整しながら、警察とも調整していきたいと考えてございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 よろしくお願ひします。それと縦覧についてなのですが、以前から要望しているのですが、特にコロナ禍で縦覧については区役所だけではなくて、地域の区立施設などでも行うこと。またホームページは時間に関係なく縦覧できるという利点がありますけれども、年配の方とかネット環境のない方にとってはやはり歩いていけるところで縦覧できるというのが理想だと思うので、改

善というか、検討を求めますが、いかがでしょうか。

会長 管理課長、どうぞ。

管理課長 縦覧につきましては、ホームページでご覧になれます。一定の期間となります。また意見を寄せていただくというところがありますので、確実に届くというところで、今現在は区でやっているという状況でございます。状況等を確認しながらこれについては検討したいと思いますけれども、現在の状況としては、確実に意見が届くというところで区に置いているというところでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 確実に意見が届くのは、区立施設でやっても確実に意見が届かないと困ると思うので、そういう検討は引き続きしていただきたいと思います。

それから、公園の機能についてなのですけれども、今回の変更によって公園面積が3倍近くになります。遊具とか樹木の配置などの変更はされるのかどうか、確認します。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 先ほどお話ししましたとおり、公園の中身については今後地域の住民の方とワークショップという形で考えていきたいというところでございます。それにつきましては、現況の富士見丘北公園も含めまして、拡張部分も含めて、全体的にどうしていったらいいかを考えていきたいというところでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 それから、富士見丘北公園は区内でも数少ないボールが使える公園です。この機能について、私は何が何でも残していただきたいと考えているのですけれども、認識はいかがですか。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 こちらにつきましても確かに所管では球戯場と呼んでいる施設にはなるのですが、地域の方の意見の中でこういった場所を残してほしいということになるのか、それとも要らないということになるのかというところを踏まえながら、判断していきたいというところでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 地域の方もそうですし、利用者、それから子どもたちの意見をしっかりと聴取していただきたいと思います。

それから、公園の防災機能のところでの区の考えはいかがでしょうか。例え

ばかまどベンチの設置を検討されているとか、その辺を伺いたいのですが。

会長 みどり公園課長。

みどり公園課長 現況としてはっきり決まったというところではございませんのと、あと住民の方からどういう意見が出てくるかというところになりますけれども、かまどベンチにつきましては、最近是新設する公園にはつけているという状況もございますので、少なくともかまどベンチはつくことになるのではないかと考えてございます。

会長 委員。

委員 分かりました。それから、スケジュールについてなのですけれども、ワークショップのスケジュールですとか、赤の斜線部分、久我山東保育園の移転、工事などのスケジュールはどうなっているのか。公園自体が使えなくなる時期があるのかどうか、確認します。

会長 みどり公園課長。

みどり公園課長 スケジュールでございますけれども、先ほどからお話ししているワークショップにつきましては今年度行う予定でございます。今年度、基本計画を策定しまして、来年度、令和4年度に詳細設計、実施設計に入っております。

久我山東保育園の移転につきましては令和5年2月を予定してございまして、公園の工事については令和5年度からということを考えてございます。ですので、現況の富士見丘北公園が使用できなくなるのは令和5年度に入ってからということになります。

会長 ありがとうございます。ほかにご意見はございますか。

委員、どうぞ。

委員 この富士見丘北公園の今回の計画に至る過程で、参考資料6ページの当該地の左側に久我山東原公園がありまして、ここが保育園の待機児童対策で4割ぐらい狭くなるということがあり、その際に、地域の非常に強い反対の声に対して、区が代わりにその地域に必ず同等の公園を造るという約束をした経過がありました。

こうした経過の中でできるということに、その点では、地域では大変評価がありますが、それだけにもともと久我山東原公園が地域の皆さんの手で非常に使いやすい、優れた公園として造られてきたという経過から、今度の新しい公園に対してもこうした地域の声を取り入れて、それに倍する公園にしていくことが区に課せられていると思います。

先ほどワークショップ等、今後の動きということがありますが、その点について改めて区の決意といいますか、考えをお聞きしたいのと、ワークショップでこうした地域の声を集めるのはどのようなやり方で行っていくのか、この2点をお聞きします。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 委員のお話にありましたとおり、今回の富士見丘北公園につきましては平成28年の保育緊急事態宣言を受けまして、保育施設に一部転用しました久我山東原公園の代替地という性質も持っているところでございます。

当時の久我山東原公園につきましては特に小さいお子さんからお年寄りまで、皆さんに愛されていた公園というところもございますので、今回の富士見丘北公園の整備につきましてもそういった公園になるように、地域の皆さんの意見を取り入れながら進めていきたいというところでございます。

ワークショップの具体的な進め方でございますけれども、現在考えておりますのは、公園を利用する人の範囲、誘致距離と専門的には言っていますが、250メートルということで参考の数値としてございますので、現在のところは250メートルの範囲に、各戸配付ということでワークショップのチラシをお配りしまして、地域の皆さんへの周知をしたいと考えてございます。

ワークショップ自体は3回程度になると思っておりますけれども、専門の事業者ワークショップの運営につきましては委託をしまして、そういった専門の事業者の力を借りながら、よりよい計画を作っていくというところでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 今回の敷地にあります久我山東保育園を、道を隔てた西側に移転して、それができてから公園の工事に入るというプロセスになります。そうしますと、当然その間にある道が保育園の通園路になるわけですね。工事との関係でその辺の安全対策はどのように留意されているのか、その点を確認させてください。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 まだ工事事業者が決まっていないというところがございますので、具体的なお話はできませんけれども、いずれにしろ保育園の利用者の方、それから地域の方、住民の方を含めて、安全にお過ごしできるように配慮を十分する必要があると考えてございます。

会長 ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

委員 　　ただいま久我山東原公園の件についてご発言があったのですけれども、久我山東原公園の一部廃止が今おっしゃった、たしか平成28年かと思います。この公園が完成するのは何年の見通しですか。

会長 　　みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 　先ほどご説明しましたが、スケジュールとしましては令和5年度の工事を予定してございます。順調に工事が進めば、令和5年度中に開園というところでございます。

委員 　　そうしますと、久我山東原公園の一部廃止、縮小から何年ということになりますか。

会長 　　みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 　久我山東原公園の一部廃止が平成28年になりますので、7年です。

委員 　　ありがとうございます。7年経っているわけですね。

　　今お話もありましたけれども、当時東原公園を利用されていたお子さんや保護者の方から、なくさないでほしいという強い声がありました。しかし、保育園が建てられたという経緯があったので、その間は代替地を用意されたりとか、いろいろな経過があってここにたどり着いたわけなのですけれども、かなり長い期間をもってやっと代替地が造られるということでは、今後公園行政において、地域の皆さんが使っていらっしゃる公園ということで、こうした行政の在り方、公園をどう運用していくのか、またその改廃、あるいは移転については慎重になさっていただくように、一言申し上げておきたいと思います。

　　それから、他の委員からボールネットのお話が出たと思います。私の近所の下井草三丁目で、いま土管公園と呼んでいる公園のワークショップで、小学生のお母さんたちからボールネットを造っていただきたいというかなり強い要望が何度も何度も出されました。みどり公園課でも地域の方々に問い合わせはしてくださったようなのですが、やはり地域の方で多分かなり少数だとは思いますが、反対している方がいらっしゃる。1人でも反対の方がいらっしゃると、実現するのは難しいというご説明があったかと思います。

　　ただ、そのところは非常に難しいのですけれども、ここの公園についてはいま申し上げたような経過もあるので、ぜひボールネットについては存続をしていただきたいということを私からも申し上げておきます。以上です。

会長 　　ありがとうございます。ほかの委員の皆さん、いかがですか。よろしいでしょうか。それでは、これで本議案の審議は終了いたします。

議案1につきましては杉並区決定でございますので、ここで皆さんにお伺いをさせていただきます。議案1「東京都市計画公園の変更について（案）—杉並第2・2・29号富士見丘北公園—」、本日の審議事項につきまして原案どおり承認するという事で異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会長 ありがとうございます。それでは、この審議事項につきましては、区に異議なしということで答申させていただくことといたします。

次の議案ですが、議案2から議案4までは、先ほどもご説明しましたように西武鉄道新宿線の連続立体交差事業関連ということで、説明は一括してお願いしたいと思います。それでは、議案2から4までのご説明をお願いします。

鉄道立体担当課長 それでは、私から議案2「東京都市計画都市高速鉄道の変更（案）（西武鉄道新宿線）」、議案3「東京都市計画道路の変更（案）（区画街路杉並区画街路第3号線）」、議案4「東京都市計画道路の変更（案）（区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線附属街路第1号線ほか5路線）」について、関連する議案でございますので一括してご説明申し上げます。

各議案の説明に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

まず議案2は表紙を含め、8枚となっております。次に、議案3は表紙を含め4枚。次に、議案4は表紙を含め5枚となっております。

次に、議案2、3、4関係の参考資料の表紙がございます。

次に、添付資料としまして資料1-1「各議案の位置付け等」。こちらにはクリップ留めで、2枚目に資料1-2として「関連図」をおつけしております。

次に資料2「上井草駅周辺道路・交通施設整備計画【概要版】」のパンフレット。

資料3「都市計画案及び環境影響評価書案のあらまし」の冊子。

資料4「上井草駅駅前広場都市計画案」のパンフレット。

資料5「意見書の要旨及び区の見解」。

最後に資料6「西武鉄道新宿線（井萩駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業の環境影響評価書案に係る見解書について（要約）」。

以上、6点の資料を添付してございます。過不足等はございませんでしょうか。

それでは、都市高速鉄道西武鉄道新宿線及び関連する道路計画に関するこれまでの取組についてご説明いたします。資料1-1をご覧ください。

こちらの1の各議案の位置づけの、議案2、東京都市計画都市高速鉄道（西武鉄道新宿線）につきましては東京都決定案件でございます。令和元年12月19日付で、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、東京都から区に対し意見照会がなされ、この意見照会に対して回答するに当たり、本審議会にお諮りするものでございます。

また、議案3及び4につきましては、それぞれ都市計画道路に関する案件で、杉並区決定の案件となっております。

なお、議案2につきましては、主に2つの内容により構成されております。1つ目が西武鉄道新宿線の井荻駅～西武柳沢駅間の高架方式等による連続立体交差化計画、2つ目が西武新宿駅～上石神井駅間において、既に都市計画決定がされております地下急行線の複々線化計画廃止に関する内容となっております。

次に2枚目の資料1－2の関連図をご覧ください。こちらには議案2、3、4それぞれの都市計画案のうち、複々線化計画を除いた杉並区内の重ね図を掲載しております。議案2の井荻駅～西武柳沢駅間における連続立体交差化計画につきましては赤色、議案3の杉並区画街路第3号線につきましては水色、議案4の西武鉄道新宿線附属街路につきましては緑色でお示したところが今回の計画区域となります。

資料1－1にお戻りください。次に2番の経緯でございますが、こちらには各議案に関するこれまでの説明会の開催状況等を記載してございます。このうち令和元年7月策定の「上井草駅周辺道路・交通施設整備計画」につきましては資料2として添付しておりますので、資料2をご覧ください。

区では平成27年度に策定した「西武新宿線沿線各駅周辺地区まちづくり方針」に基づきまして、地域の皆様のご意見を踏まえながら、上井草駅周辺において駅前広場等の整備を骨子とした「上井草駅周辺道路・交通施設整備計画」を令和元年7月に策定しました。こちらの見開きの2～3ページには、整備計画の概要として駅北側の駅前広場の整備やバス通りの拡幅整備等、本計画の整備内容の概略的な内容を記載してございます。

再度、資料1－1にお戻りください。3番の都市計画案に係る手続につきましては、3議案とも同時に行っております。都市計画案の公告日が令和2年10月6日。縦覧及び意見書の提出は令和2年10月6日から10月20日まで行われ、縦覧件数はゼロ件となっております。意見書につきましては杉並区決定案

件に対する意見がございまして、意見書の要旨及び区の見解は資料5のとおりとなっております。

4番の今後のスケジュールにつきましては、本審議会で都市計画案についてご審議いただいた上で、今年度中に3つの計画について、同時に都市計画決定を行う予定でございます。その後、用地測量説明会、現地での測量調査等を行いまして、令和4年度もしくは5年度に事業認可を取得する予定となっております。

次に、資料3についてご説明いたします。資料3をご覧ください。こちらは井荻駅～西武柳沢駅間における連続立体交差化計画の都市計画案及び環境影響評価書案、併せまして関連する道路計画に係る都市計画案のあらましを記載したパンフレットとなっております。

3ページから4ページの見開きでございますが、こちらには連続立体交差化計画の事業区間全線における平面図及び縦断図を記載しております。事業区間としましては、杉並区内にございます環状8号線の西側辺りから西東京市の伏見通り付近に至る全長約5.1キロメートルを事業区間としております。なお、鉄道付属街路等につきましては緑色でお示ししているのとおり、主に鉄道の北側に配置してございます。

次に、資料4についてご説明いたします。資料4をご覧ください。こちらは杉並区画街路第3号線のパンフレットとなっており、見開きページの右側に都市計画案の概要を載せております。こちらをご覧くださいますと、上井草駅北側に約2,900平方メートルの駅前広場を整備するとともに、千川通りから上井草駅間の延長約120メートルについて、幅員を15メートルに拡幅整備する計画としてございます。

次に、資料6につきましては議案2の西武鉄道新宿線井荻駅～西武柳沢駅間連続立体交差事業の環境影響評価書案に係る見解書について、参考として添付しております。なお、こちらの環境影響評価書案につきましては令和2年11月4日開催の第77回杉並区環境清掃審議会でご意見を頂いておりますので、本審議会では参考資料としてお取り扱いいただければと存じます。

それでは、各議案についてご説明申し上げます。まず、議案2についてでございます。議案2をご覧ください。

こちらは東京都により都市計画決定する都市高速鉄道西武鉄道新宿線の都市計画案となっております。3ページに計画の概要について記載しておりま

す。

本計画では、井荻駅～西武柳沢駅間において高架式等による連続立体交差化計画を定めるとともに、西武新宿駅～上石神井駅間で既に都市計画決定がされている地下式による複々線化計画を廃止することとしております。

なお、4ページ以降には本都市計画案の総括図及び計画図を記載しております。

次に、議案3についてご説明申し上げます。議案3をご覧ください。

こちらは区で都市計画決定を行うもので、西武鉄道新宿線の連続立体交差化計画に合わせ、上井草駅駅前広場とアクセス道路の拡幅整備を行う、杉並区画街路第3号線の都市計画案となります。1ページには、計画の概要について記載しております。

先ほど資料4のパンフレットでご説明させていただきましたとおり、上井草駅北側への交通広場の整備と、アクセス道路の拡幅整備に関する計画について記載してございます。

また、2ページ以降には本計画の総括図及び計画図を載せてございます。

最後に、議案4についてご説明申し上げます。こちらは議案2の連続立体交差化に合わせて整備する杉並区内の側道合計6本に関する都市計画案となります。

概略を1ページに記載しております。1ページをご覧ください。

整備する側道の幅員につきましては、一番東側でございます第1号線から西側の第4号線まで、順に6メートル、9メートル、9メートル、6メートルとしているほか、駅前広場に接続する10号線については12～14メートル、11号線につきましては高架化される駅舎により生じる日影等の関係によりまして、19～20メートルの計画としてございます。

こちら3ページ以降には総括図及び計画図を載せてございます。

なお、こちらの議案4につきましても、区による都市計画決定となっております。

私からの説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。それでは、ご質問やご意見を承りたいと思いません。議案2から4まででございますけれども、ご意見、ご質問がある方は挙手でお願いしたいと思います。

委員、どうぞ。

委員 議案2から4まで、西武新宿線の西武新宿駅～上石神井駅間の複々線化の都市計画決定については平成5年のことだったと思いますけれども、その2年後の平成7年には西武鉄道がこの計画を延期にしていたのですね。今回はその複々線化の廃止ということでの都市計画決定の変更になりますけれども、この間の経緯を説明していただきたいと思います。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 複々線の都市計画を今回廃止にかけようとしていますが、その間の経緯につきましても、委員がおっしゃるとおり、平成5年に都市計画決定を行いまして、その後は混雑率が当初は190%以上に達していたものが、その見込みの中で180%以下になるという状況が予想されることになったこと、また事業費の高騰によりその当時は延期という判断に至ったと伺っております。

会長 委員、どうぞ。

委員 その2年間のうちに延期になったということだったのですけれども、都市計画変更の理由として、2ページ目に井荻駅～西武柳沢駅間の連続立体交差事業の実施と西武新宿～上石神井駅間の複々線化計画の廃止と記載されています。この東京都決定の2つの案件はどちらもすごく大きな計画変更であって、1つの議案になって出てくるとちょっと分かりにくいと感じるのです。

一般的にこういう形で議案にすることが決められているものなのか、タイミングがたまたま同じだったからこうなったのか。例えば杉並区決定の議案3と4は別々の議案になっていると思うのですけれども、この辺の認識はいかがでしょうか。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 議案2につきましては、表題が「東京都市計画都市高速鉄道の変更(案)」となっていて、あくまで西武鉄道新宿線の都市計画の中で同じ区間に属するところがございます。内容いかんというよりはその区域について、主に西武鉄道新宿線の取扱いについて、今回2つを変更することになっていますので、1つの議案として取りまとめているところがございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 西武新宿線の連続立体交差事業なのですけれども、中井～野方間では用地取得が難航して、工期が6年延びているのですね。これによる費用の増大はどの程度なのか、それをどこが負担するのかというのは決まっているのかというのが1つ。

複々線化を目指すというときに、たしか過去に西武新宿線の運賃の値上げもされていたと思います。今回の費用増大との関係ではどうなっているのかを伺います。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 中井～野方間については今回の案件から外れますので、詳しい資料が手元にはございません。委員がおっしゃるとおり6年間の事業延伸を決めたと伺っております。

また運賃の値上げの話でございますが、西武鉄道のお話から、平成元年から平成7年にかけて10円の値上げを行ったと伺っております。その後、平成7年から平成14年にかけて、本来20円値上げするところを最初に10円の値上げした分を相殺して、10円値上げとする対応をとったとお伺いしております。

会長 委員、どうぞ。

委員 そうすると、費用の増大がどの程度かというのと、どこの負担かというのはまだ都の段階でも確定していないということではよろしいですか。

会長 担当課長。

鉄道立体担当課長 一般的に連続立体交差事業の費用負担となりますと、国、鉄道会社、あとは主に東京都と区市の負担になりますが、これらの負担割合は定められており、これに基づいて基本的には対応していると認識してございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 分かりました。後々これは確定してくることかと思えますけれども、確定したら教えていただきたいと思えます。

それから、井荻駅～西武柳沢駅間を高架化にした場合、あとは地下化にした場合のそれぞれの用地取得年数、あと工事期間の試算を伺います。

会長 担当課長。

鉄道立体担当課長 今回の井荻駅～西武柳沢駅間の用地買収期間について、高架につきましては現在のところ5年かかるものと、また地下については4年かかるものと試算していると伺っております。

工事につきましては、事業全体の期間になりますが、高架の場合は15年、地下の場合は16年かかるものと伺っております。

会長 委員、どうぞ。

委員 試算では、今お答えいただいたように事業期間が高架と地下だと1年の違いなのでありますが、用地買収の度合いによってはさっき言った中井～野方間の

ように何年も延びてしまうおそれもあります。本来の試算では、中井～野方間は60棟の用地取得に4年、工事に8年で、事業期間は8年だったそうです。しかし、実際は用地取得の9割にもっていくのに、試算の倍の8年かかっているのですね。

井荻駅～西武柳沢駅間は高架化ですので、用地取得数は230棟で5年という試算ですけれども、中井～野方で60棟を8年かかっても取得できていないのに、その3倍の用地の230棟を5年で取得することができるのかどうか。どう考えても現実的ではありません。

用地買収を伴う事業は予想より長くなるのが分かりますが、そうなるといわゆる施行形式別に行っている事業的条件の評価、事業費や事業期間についての想定が甘かったのではないかと考えます。このような用地買収のリスクについて、区の認識はいかがですか。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 委員お尋ねの用地買収につきましては、東京都の試算により先ほどの買収期間について申し上げたところですが、対応としては東京都に限らず、我々もそうだと思いますが、一軒一軒、個別にお伺いさせていただいて、粘り強く丁寧に対応させていただいて、なるべく早期の事業実現に向けて対応していくと伺っているところでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 丁寧とか、個別にということになると、早期にということとなかなか両立しないというか、それだけ時間もかかることになると思います。

井荻駅～西武柳沢駅間にある高架化の用地買収で、建物を削らなければいけないという練馬区内のマンションがあります。このマンションの管理組合が大手の管理会社を含めて、今回の高架化に反対しています。このマンションは設計上1棟の建物として登録されていて、共有地の分割また建物の一部解体には区分所有者全員の合意が必要だということです。

事業を受け入れるとすると、142世帯の半数の居住者が移住を余儀なくされて、残った住民はこれまでの2倍の修繕費や管理費の負担が課せられてしまいます。合意形成が極めて困難になっていると聞いています。

この件で事業期間がさらに延伸する可能性があって、都市計画決定をする前にこういった事案が判明した時点で、評価についても再検討する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 委員ご指摘のとおり、もちろん区内にもマンションはございまして、その合意形成を図る必要があると認識しております。

その中でも、可能性について考えればそういったことが想定されることはあるとは思いますが、現時点において東京都からは事業の早期に実現を図るため、個別に対応させていただいてご理解をいただくようなことで進めていくと伺っております。

会長 委員、どうぞ。

委員 それから構造形式の問題ですけれども、この間、都議会でも我が党都議団が地下化で複線シールドの検討を求めています。シールド工法のやり方の問題ですけれども、単線シールドと複線シールドの違いを説明してください。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 シールド工法における複線シールド並びに単線シールドについてでございますが、複線シールドは1本のトンネル、シールドの構造物の中に、例えば上下線2本の線路を入れることで複線と呼んでおります。単線につきましては、1本のシールドに対して1本の線路、上下線のどちらか分かりませんが、それを通すことで単線シールドと呼んでいると伺っております。

会長 委員、どうぞ。

委員 ありがとうございます。野方～井荻間について、まだここは決定していないところですが、2017年の開示資料では高架化が有力とされています。この区間と併せて、例えば西武柳沢駅手前の伏見通までを地下化で行えば、経費とか工期も縮減できて、複線シールドで行えば用地取得の問題も大分解決するかなと思います。東京都はこうした検討をすべきであって、一度決めたからと高架の方式に固執し、突き進むべきではないと思います。

それから説明会にも参加いたしましたけれども、説明の時間が長くて、参加者からの質問の時間が短くなってしまったということで、住民意見を酌み取ろうという姿勢も見られませんでした。一日も早く踏切や渋滞を解決すること、それから南北に分断されたまちをつなげて、事業によって環境も改善していくためにも丁寧な検討が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

会長 担当課長。

鉄道立体担当課長 委員のおっしゃられているのは恐らく案の説明会の件かと存じますが、当時コロナの影響で開催時間が限られた状況がございまして、8回で説明会を

行っております。素案の説明会は4回行っているのですが、8回に分散した結果、各々の時間が短くなったと承知してございます。いずれにしましても、東京都に対してそういった丁寧な住民対応を図るように、我々のほうからも伝えていきたいと考えております。

会長 委員、どうぞ。

委員 西武新宿線の複々線化について、沿線住民からはいつになるのかと期待していたのに廃止になって本当に残念だとか、杉並区内の3つの駅は優等列車が全て通過してしまうので、連続立体交差化で地下化にするか、または複々線化以外には、杉並区民は騒音や振動の被害者なだけという声が寄せられています。なぜ事業者が25年もこの複々線化の計画を放置してきたのか、各駅しか止まらない駅の住民は計画の廃止でどうなるのかという意見が、説明会でも出されてきました。

また複々線化の構造は地下化で、かつ先ほど説明いただいたシールド工法は複線シールドが採用されているため、この形式をなぜ連続立体交差化の検討で含めないのかという意見もあります。

地下方式と高架方式のどちらを採用するかで、工費や工期、その後のまちの様子が一変するわけで、沿線や近隣住民にとっては死活問題となっています。そのために井荻駅～西武柳沢駅間の連続立体交差化については、このまま高架化で押し切ってしまうと大きな禍根を残すことになり、地下化と複線シールド工法についても検討をし尽くしてから方向性を決定すべきと考えています。

よって、会長にお願いしたいのですけれども、議案の2、3、4については賛否も確認していただきたいと思います。

会長 分かりました。ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。委員と、あとご発言を求められる委員はどれぐらいいらっしゃいますか。2名の委員。ほかにはいかがでしょう。

それでは、委員からお願いします。

委員 今詳しく質問されましたのであらかた分かったのですけれども、2、3ご質問させてください。議案3号の区画街路についてなのですが、区画街路というものゝ割と珍しいのかなと思って、この位置づけや意義についてご説明いただきたいのと、先ほど15メートルに拡幅というお話がありました。拡幅部分は今回この計画のとおりですが、今後さらに駅の南についての拡幅の計画も念頭にあるのかなと思います。そのあたりをご説明ください。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 区画街路につきましては、都市計画道路の立てつけ上、幹線街路、次に補助線街路といったものがございまして、大きさの順と考えていただいて結構ですが、さらにその補助線街路の次に区画街路として整備するような位置づけになってございます。

また駅の南側ですが、そちらの整備につきましては「すぎなみの道づくり」において12メートルに拡幅する主要生活道路としての位置づけがございまして、今後その実現に向けて検討を図っていきたくと考えてございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 次に議案4の側道の計画について伺いたいのですけれども、6メートル、9メートルと幅が違ったりするのは日影の関係で変わってくるというお話でした。

この日影なのですけれども、よく分かっていないのですが、ずっと影なのか。それとも日中のうち何時間とか、そういうことで定められているものなのか。

それともう1つは、日影なのですけれども、このさらに北側にかかっていく時間帯もあるのかと思うのですけれども、その辺をご説明いただきたいのですが。

会長 担当課長。

鉄道立体担当課長 委員ご指摘のとおり、鉄道附属街路の幅員につきましては、特に1～4号線におきましては主に、日影により幅員に差が生じております。こちらの日影についてですが、東京都からは、一瞬でも日影がかかるから建てられないという話ではなく、あくまで建築基準法上の規定を参考にしながら、日影の範囲を設定していると伺ってございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 具体的には何時間とか、そういうものはご説明いただけますか。

会長 担当課長。

鉄道立体担当課長 こちらは地域、エリアによって、用途地域等で日影の範囲というのは異なっておりますので、沿線で一律して同じ日影という範囲ではございません。都市計画図を御覧いただければ、日影の範囲が分かると承知してございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 買収する土地が、要はこの側道に、東鉄新付というのですか、日影のかかる

範囲ということで対象になっているということをお聞きしたのですけれども、ここだけではなくて多分この北側も、例えばお日様の低いときは結構な時間影がかかるのではないかと思います。その辺というのはどんな影響があるのでしょうか。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 私の記憶の中では、建築基準法上では基本的に太陽の高度が一番低い冬至の日をもって、日影の判断として定めているといった認識でございます。ご指摘のとおり、一瞬かかるようなところもございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 細々として申しわけなかったのですが、要は高架ができるということで、さらに北側の今回は買収の対象にならないようなところも日影になるという影響は一定程度出てくるのかなということを確認したかったのです。

それから、新しい議案4号の道路についてなのですが、利用方法について説明していただきたいと思います。歩行者や自動車の専用通路と考えておられるというようなことだったのですけれども、線路の南北に既に既存道路が同じように並行して走っているものがあって、地元の方からは駅から新しい道路を通って帰宅するという傾向になると、商店街のほうに人に立ち寄っていただけなくなるのではないかというお声も聞きました。その辺りのお考えをお聞かせください。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 鉄道付属街路が6本ございますが、委員ご指摘のとおり、1から4号につきましては、基本的に車を通さず、自転車や歩行者を通しての形態を現在考えてございます。10号、11号につきましては既存の道路がございますので、基本的には車両を通すという形で検討しております。

またその動線、駅に向かわれる方の動きについては、まちづくりの一環でもあると思いますので、実情も考えながらそういった方々に影響がないように今後も地域の皆さんのお話を伺いながら、検討を深めていきたいと考えてございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 ありがとうございます。その辺り、ぜひ地元とよく話し合っていたいただきたいと思いますのですけれども、高架だから生じる問題なのかなと思います。

先ほどもちょっとお話が出ましたけれども、井荻～野方間の構造形式がまだ

定まっていないものの、高架の方向で検討されていると聞いています。ただ、地元の方からは地権者の方をはじめとして、地下化の検討をお願いしたいという声も上がっておりまして、私たち区議会のほうにも何度もお話を頂いている状況もございます。

その辺について、今回の議題から少し外れてしまうのですが、高架の構造形式で井荻までということがもし決まってしまうと、井荻から先の下井草とかにも影響が出てしまうのではないかと思います。ここは別のこととして考えられるのか、それとも連続したものとして考えていくような形になるのか、その辺りをお聞かせください。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 井荻駅を境に区間が分かれるのかどうかというご質問かと思いますが、こちらについては井荻駅周辺の環八の立体交差化が完了してございますので、区間としては井荻駅～西武柳沢駅間、また野方駅～井荻駅間という2つの区間に分かれ、あくまで別個で考えられるものとして認識してございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 あくまでも別に検討されるということですね。ありがとうございます。

2号から4号までということなのですが、私も高架化については疑義がありまして、地元の方、特に地権者の方からは立ち退きを迫られるという生活の問題もあって、実は地下化を希望している方もいらっしゃる。直接お話を聞いたりもしました。地下化が絶対いいとは私も言い切れないですが、これまで何度か説明会は開催されたと聞いていますし、私も参加したことがありますけれども、初めから高架にしますよということでのお話だったように思います。

実は2011年、もう10年ぐらい前なのですが、杉並区では西武新宿線沿線まちづくり協議会を3駅それぞれでやっています、皆さん興味があるのは西武線の連続立体交差化だったので、それについては会社側や都がまだ決めていないので、意見を言わないでくださいみたいな話で進んできたのです。当時いろいろな意見が出されて、これを杉並区や東京都が聞いてくださっていれば、また違うあり方もあったのかなと大変残念に思っております。

そういう点で、高架化で今進んでいるわけなのですが、住民の中にはまだ様々な意見があるところから、私としても地下化が必ずしもいいと言い切

れるものではないですけれども、高架がいいのかなという疑問は大変あるところから、意見を申し上げると、この案には賛成できないということを申し上げたいと思います。

会長 ありがとうございます。では、委員、どうぞ。

委員 今も他の委員から出ましたように、中野区が地下化を選択して、中野区で、地下化で工事が進んでいます。そうした経過から、杉並区に入ってから騒音や振動の影響、環境に与える影響、またまちづくりの在り方や様々な点から、地下化を求める声を私も強く聞いてきました。

もともと今日出されている議案の説明会の際に、東京都が高架化を選んだ理由は、唯一工事費の違いだったのですね。工事費は高架のほうが地下化よりも安価にできるということで、他のいろいろな条件は同等または地下化が優位ということもあったのですが、工事費の違いが大きかったと認識しています。

しかし、その後シールド工法の進歩や様々な条件の変化から、工事費も今はほぼ同等という状況になっております。その結果、例えば相模鉄道本線の鶴ヶ峰駅付近で、横浜市は地下方式による連続立体交差事業を進めると2018年1月に決定しました。その理由は測量や地質調査、設計などを実施した結果を基に、構造形式の比較検討を行って、踏切除去数や周辺まちづくりへの寄与、経済性などを総合的に評価した結果、地下方式を選定することになったということです。

もちろん構造形式は東京都が決定するものですから、柳沢に向かう今回の議案の高架方式や、またそれができるならば義務化される環境側道や沿線道路、駅前の整備など、区がやらなければいけないのは当然なので、この議案そのものに今回反対はできませんが、今後のことを考えて、やはり区としても杉並のまちづくりや地域環境の今後にとって構造形式は大変重大な要素なので、東京都の結果を待つのではなく、ぜひ区としての比較検討や判断をしっかりと行っていただきたい。その点を要望し、区の見解をお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 区の立場としましては、平成28年に区から都に対して、連続立体交差事業の早期実現をお願いする形で出しております。その中で、構造形式には特に触れてはございません。ただ、委員のおっしゃるとおり、地下化を求める方々の声もあり、高架による早期実現を求める方々の声もあることは承知しており

ますので、今後とも事業主体である東京都に対して、そういった方々の声を丁寧に取り取っていただき、事業を進めていただきたいと考えてございます。

会長 ほかにご発言を求められる方はいらっしゃいますか。

それでは、委員、どうぞ。

委員 議案3と4のところで確認したいことがあります。

区画道路3号線、警察通りの現状の幅員は何メートルなのか。あとこの歩道がどうなるのか。自転車ナビラインの設置などは検討されているのかどうか、伺います。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 区画街路3号線の特に警察通りにつきましては、現状の幅員は8メートルと認識してございます。歩道につきましては、現状適切な形の歩道ではなく、ガードパイプで仕切られただけのものになってございます。今後の整備によって両側の歩道を造れるよう、交通管理者等と協議を進めてまいりたいと考えてございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 自転車ナビラインの設置はいかがですか。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 自転車ナビラインにつきましても、昨今、自転車の需要が伸びているところでございますので、その整備について交通管理者とも協議しながら、設置について検討を進めていきたいと考えてございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 バスを通ったり、ある程度便利になっていく中では、歩道とか自転車通行帯、自転車ナビラインの設置も積極的に考えていただきたいと思います。

それから、議案3の中の区域内では何件の用地買収が必要なのか。整備の期間とその見通しについて伺います。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 議案3の区域内の用地買収につきましては、およそ10~20件程度あるものと承知してございます。

事業期間につきましては連続立体交差化計画と重なる部分もございまして、連続立体交差事業が終わるあたりを見込んでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 以前に、資料4にある上井草の駅前広場の都市計画案のパンフレットについ

て、ほかの駅の資料のようにイメージ図みたいなものがなくて分かりにくいという質疑が議会でもされてきました。今回の都市計画決定によって、具体的なイメージ図などが示される予定なのかどうか、確認します。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 区画街路3号線のイメージ図につきましては、今後ともまちづくり協議会を含めたまちの皆さまと一緒に意見を突き合わせて、その結果でお示しできる段階でお示ししていきたいと考えてございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 それから、計画図を見ますと、間もなく整備される上井草北自転車駐車場の一部が計画変更線にかかっています。連続立体交差事業自体は10年とか20年かかる事業になりますけれども、この土地でいえば全体のどれぐらいに線がかかっているのか。また駅前広場が整備された場合には、自転車駐車場として使い続けることができるのかどうか伺います。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 区画街路3号線と現在整備しております駐輪場の重複部分につきましては、駐輪場の半分弱の面積が該当するものと認識してございます。今回都市計画決定を行うに当たって、駐輪場の運営に支障は特にございません。

会長 委員、どうぞ。

委員 半分弱がこの計画線にかかっていて、自転車駐車場として使い続けることができるかどうかについて、現状ではいかがですか。

会長 土木管理課長、どうぞ。

土木管理課長 今後につきましては事業の進捗状況を見ながら、またこれから駐輪場の利用者の利用状況を踏まえて検討するのですが、今回北側に移転するところにつきましては、ある程度大き目に確保してございますので、重複部分以外のところで今後運営できるかなど、検討してまいりたいと考えてございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 区としてはできるだけ使い続けたいということですね。

この議案なのでありますが、西武新宿線の井荻駅～西武柳沢駅間の連続立体交差事業において、やはり構造形式を高架化として整備することが前提での議案になります。

都や区は踏切解消を進めると同時に、将来にわたって住民の皆さんが住み続けられる環境を整備していくという責任があります。これまでの質疑において

も、都や西武鉄道が連続立体交差化を高架化ありきで進めることに対して、住民の声を反映することや様々な条件を検討する必要があることを指摘しているのですが、それらが十分行われたとは到底思えません。よって、この議案にも私は賛同することができないということを意見として申し添えます。

それから、議案4なのですけれども、街路第1、2、3、4、11号線は西武新宿線の連続立体交差化に伴って北側側道を造るという議案です。井荻駅～西武柳沢駅間の高架化に関しては、杉並区内において、この一度で側道整備自体が終わるものなのかどうか。全体図で水色の斜線がかかっているところもあったと思いますけれども、ここは進捗によっては追加の可能性もあるのかどうか伺います。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 資料1－2の関連図ですが、こちらの水色の斜線部分は工事の際に使用する可能性がある範囲としてございます。現時点において、そちらを買収するといった話は伺ってございません。

会長 委員、どうぞ。

委員 工事の際に置き場とか、そういう感じで使用するということであって、北側の側道として利用するということではないということではよろしいですか。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 委員のおっしゃるとおり、側道としてではなく、工事として使用するものと伺っております。

会長 委員、どうぞ。

委員 分かりました。街路第10号線は警察通りの踏切の南側の拡幅ということなのですが、議案3との関係で、整備が時期的にずれるという可能性があるのかどうか。それから、現状の建物や土地の利用の状況などはどうなっているのか、確認します。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 こちらの鉄道附属街路10号線につきましては、区画街路第3号線の拡幅整備によるものでございますが、時期についてはまだ決まってはございません。

また、現在の利用状況につきましては、鉄道附属街路10号線の東側にコインパーキングがございまして、西側に西武鉄道株式会社の上井草駅の敷地があるといった認識でございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 それから、街路第 11 号は側道と、その上に高架での駅舎が整備されるということなのか。駅前広場との連続性についてのイメージみたいなものを伺いたいのですけれども。

会長 担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 鉄道附属街路第 11 号線につきましては、鉄道の高架化によって、こちらには駅舎ができますので、日影の関係等を含めまして、お示した幅員で拡幅整備するものと考えてございます。整備の内容につきましては、今後、交通管理者や地域の皆様等と利用について検討してまいりたいと考えてございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 分かりました。同じくこの議案は、西武新宿線の井荻駅～西武柳沢駅間の連続立体交差事業で、構造形式を高架化として整備することが前提での内容になります。よってこの議案にも賛同しかねますので、意見として申し添えておきます。

会長 ありがとうございます。ほかの皆さん、いかがでしょうか。

それでは、この辺でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

ただいまの審議、様々なご意見、明確な反対というものも含めてございました。議案 3 つございますので、順番に採決という形を取らせていただきたいと思います。

まず、議案 2 は東京都決定の議案でございます。当審議会としては、特段の意見なしということで区に答申するか、あるいは区に意見を付して答申するかのいずれかとなります。したがって、この 2 つで採決を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。採決の方法は挙手によるものとさせていただきたいと思えます。

(「異議なし」の声あり)

会長 それでは、挙手による採決とさせていただきます。

まず議案 2 「東京都市計画都市高速鉄道の変更(案)(西武鉄道新宿線)」について、原案に当審議会としましては特段の意見なしとして区に答申することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会長 一応記録のために、数を数えていただけますか。

ありがとうございます。14 票ということよろしいですか。私の数えでは

そうなったのですが。

管理課長 14名の方が挙手されました。

会長 14名でございます。念のために、原案に意見を付して答申するということに賛成の方の挙手を求めます。いかがでしょうか。

(賛成者挙手)

会長 3名でございます。どうもありがとうございます。

それでは、多数でございますので、議案2につきましては異議なし、特段の意見なしということで、当審議会としては区に答申させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

続きまして、議案3に参ります。議案3は「東京都市計画道路の変更(案)(区画街路杉並区画街路第3号線)」ということで、上井草駅の駅前広場を含む部分になります。こちらは区決定でございますので、原案に賛成及び反対ということで採決をさせていただければと思います。

それでは、採決をいたします。原案どおりで賛成という方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

会長 ありがとうございました。15ということよろしいでしょうか。

管理課長 15名の方です。

会長 それでは、念のため、反対の方の挙手を求めます。

(反対者挙手)

会長 2名ということでございます。ありがとうございます。したがって、多数によりまして、原案に異議なし、賛成ということにさせていただきたいと思えます。

続いて、議案4に参ります。「東京都市計画道路の変更(案)(区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線附属街路第1号線ほか5路線)」でございます。こちらは鉄道に沿った形での道路の決定案ということになります。こちらも区決定でございますので、原案に賛成もしくは反対ということで採決させていただければと思います。

それでは、議案4につきまして採決をいたします。原案に賛成の方の挙手をまず求めます。

(賛成者挙手)

会長 ありがとうございました。15名ということよろしいでしょうか。

管理課長 15名の方の挙手がありました。

会長 それでは、反対の方の挙手を願いたします。

(反対者挙手)

会長 2名ということでございます。ありがとうございました。こちらも多数でございますので、区へは異議なしということで答申させていただきたいと思えます。ご協力どうもありがとうございました。

それでは、本日用意されております議案は以上かと思えます。以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に事務局から連絡事項がございますので、願いたします。

管理課長 本日も皆さん、貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。

最後に、次回の都市計画審議会の日程についてお知らせいたします。10月21日(木)午前10時からの開催を予定してございます。

会長 ありがとうございます。次回は10月21日(木)午前10時からでございますので、委員の皆さん、ご予約をいただければと思えます。

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

これで第196回杉並区都市計画審議会を閉会いたします。猛暑が続いておりますので、皆さん、お体にはご自愛いただければと思えます。本日はお忙しいところをどうもありがとうございました。

<午前11時32分 閉会>